

平成 21 年度のインドネシア人看護師候補者の受入れについて

【制度の枠組み】

- 日インドネシア経済連携協定に基づき、両国の経済連携を深めるため、インドネシア人看護師（実務経験 2 年以上）を看護師候補者として受け入れる枠組みです。インドネシア人看護師候補者は 6 か月間の日本語研修（インドネシアで 4 か月、日本で 2 か月の予定）を受講した後、雇用契約を締結した受入れ病院で就労しながら看護師資格の取得を目指した研修を受けます。我が国での滞在期間は最大 3 年間で、看護師試験を 3 回受験可能です。期間内に看護師資格を取得すれば、引き続き我が国で看護師として在留・就労可能です。

【21 年度の受入れ】

- 昨年 8 月に 104 名の看護師候補者が我が国に入国したことから、2 年目の平成 21 年度は最大 296 人の看護師候補者を受け入れる予定であり、すでにインドネシアではこれを上回る希望者が登録しています。一方、我が国では社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) が 3 月から受入れ希望機関の募集を開始していますが、十分な受入れ病院の確保ができていない状況です。
- 受入れ人数については、原則として 1 病院当たり 2 名以上、1 機関（医療法人）当たり 5 人以下となっておりますが、上限については各病院につき 5 人までとします。

【今後の流れ】

- インドネシア人看護師候補者の受入れをお願いできる場合、4 月 20 日（月）までに国際厚生事業団に求人登録申請を行って下さい。
この際、求人登録申請書、求人票、受入れ施設説明書（労働条件を具体的に記したもの）、看護研修計画書などの書類を提出していただく必要があります。
- その後のおおまかな流れは以下のとおりです。

- 4 月下旬 国際厚生事業団による確認後、受入れ希望機関決定通知
- 5 月第 2 週 インドネシアでインドネシア人候補者に対する合同説明会を実施（希望する機関のみ参加）
- 5 月第 3 週 受入れ希望機関に求職者情報、就労意向情報を提供
- 5 月第 4 週 受入れ希望機関から受入れ意向表を提出。
国際厚生事業団が第 1 次マッチングを実施
（この後、第 3 次マッチングまで実施予定）
- 7 月上旬 雇用契約の締結

- 7月～11月 インドネシアで日本語研修を受講
- 11月 日本に入国
- 11月～1月 日本で日本語研修・看護導入研修を受講
- 1.月 受入れ病院で就労・研修開始
- 2月 第1回目の看護師試験

【受入れ病院に求められる事項】（別添資料参照）

- 受入れ施設の要件：看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同様の体制がとられていることなどがが必要です。
- 研修の要件：国家試験に配慮した看護研修計画を作成し、これに基づいて研修を行うことが必要です。
- 雇用契約の要件：日本人の職員との同等以上の賃金の支払い（看護助手との比較）が必要です。

なお、雇用契約の締結の際は以下の内容を含む雛形に従って雇用契約書を作成していただきます。

- ① インドネシア人看護師候補者の労働契約の期間（3年間）、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担、契約の終了事由等

【受入れ病院の費用負担】

- ① 求人申込手数料 31,500円／受入れ機関当たり
- ② あっせん手数料 138,000円／1名当たり
- ③ インドネシア政府への手数料 15,000円／1名当たり
- ④ 滞在管理費 21,000円／1名、1年間当たり
- ⑤ 日本語研修の一部負担金 36万円／1名当たり

※④のみ毎年支払が必要であり、④以外は初年度のみ必要となります。仮に2人の候補者を受け入れる場合には、初年度に110万円程度かかります。

【照会先】

インドネシア人候補者の受入れ申請手続等を解説した募集要項、申請書類については、国際厚生事業団のホームページよりダウンロード可能です。
(http://www.jicwels.or.jp/html/EPA-h21_Indonesia_FORM_.htm)

社団法人国際厚生事業団 支援事業部（担当：稲垣、矢口）

電話：03-3225-6591

FAX：03-6426-8580

平成21年度 日インドネシア経済連携協定に基づく看護師候補者の受入れ

目 的	看護師の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格
活動内容 (国家資格の取得前)	日本国内の病院で就労・研修 (雇用契約を締結)
活動内容 (国家資格の取得後)	日本国内の医療施設等で看護師として就労 (利用者宅でのサービスを除く。)
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得前：3年が上限 ・ 国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・ 資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・ 労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で400人を上限
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシアの看護師資格の保有者 (看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒) ・ 2年以上の看護師の実務経験 ・ 日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語等研修	6ヶ月間の日本語等研修 ^(注) を実施(インドネシアで4か月間、日本で2か月間)
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁(NBPPIW)
受入れ調整機関	国際厚生事業団(JICWELS)

(注) 「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。

日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には日本語研修を受講しないことも可能。

(留意点) 不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

看護師の資格取得までの流れ

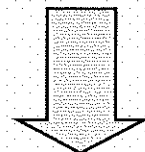
「インドネシアの看護師資格の保有者
(看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業)
+ 2年以上の看護師の実務経験」



4ヶ月間の日本語研修



入 国



在留期間は上限3年
(年1回更新)

2ヶ月間の日本語研修、看護・介護導入研修



病院で就労・研修
(雇用契約)



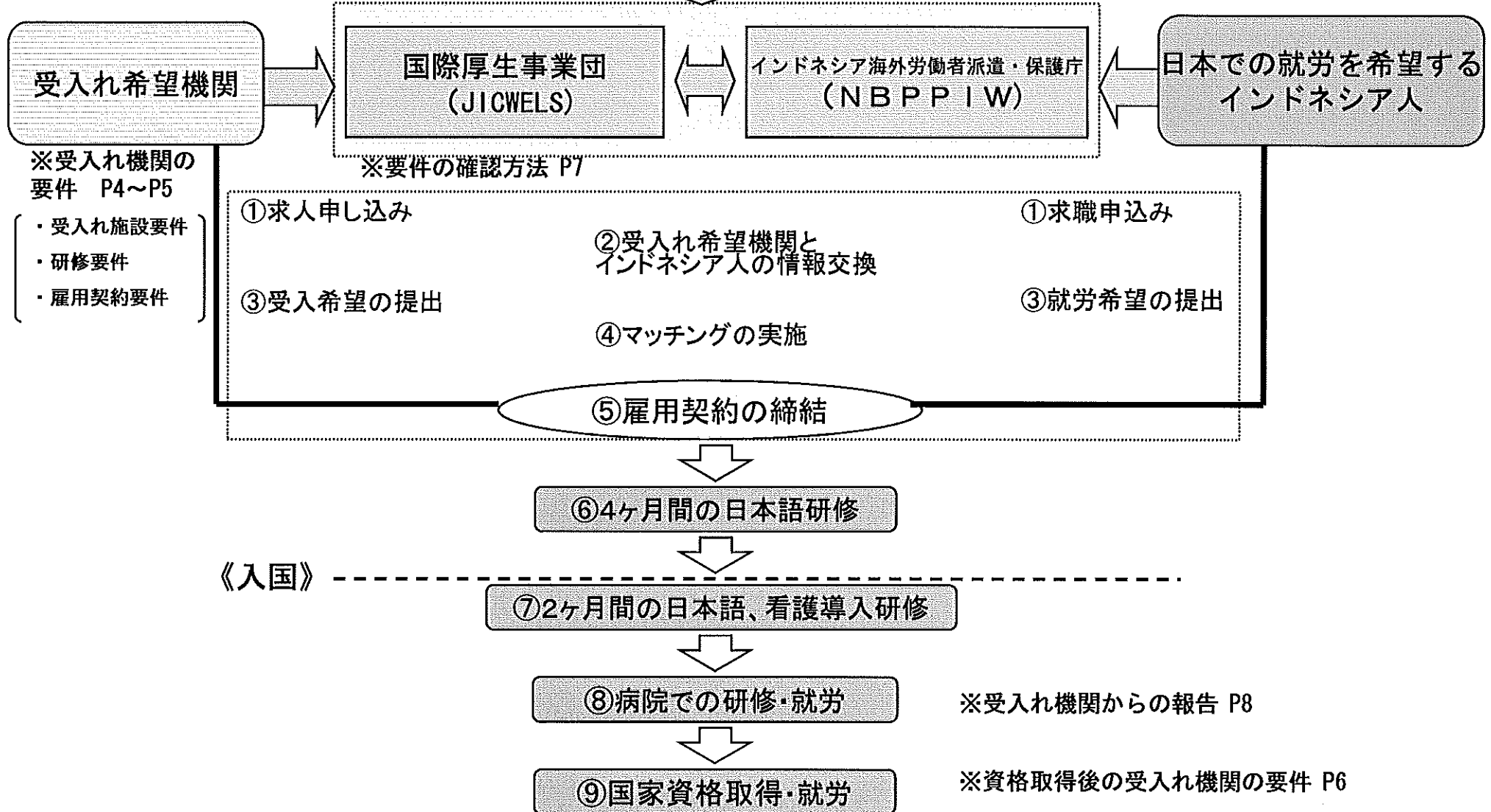
看護師国家試験を受験 ⇒ 合格

※国家試験に不合格の場合(資格を取得しなかった場合)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

平成21年度インドネシア人就労のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施



受入れに関する要件

1. 資格取得前

○看護師候補者としての就労・研修

① 受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備され、次の条件を満たしている病院（医療保険適用の病床に限る）

（注）「看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制」が整備されている病院とは、看護師等学校養成所の実習施設として指定されている病院、あるいは指定されていないが実習病院の要件を備えている病院。

- ・ 看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること
- ・ 看護師・准看護師の員数が入院患者3人に対し1人以上の配置であること（精神病床においては入院患者4人に対し1以上、療養病床においては入院患者6人に対し1以上）
- ・ 看護職員の半数以上が看護師であること
- ・ 看護の組織部門が明確に定められていること
- ・ 看護基準が作成・常時活用され、看護手順が作成・評価され見直されていること
- ・ 看護の記録が適正に行われていること
- ・ 過去3年間に、インドネシア人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人等の受入れ機関が設立していること

② 研修の要件

○下記の看護研修計画を策定、実施。

- ・看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること
(注) 国家試験の科目の習得について研修計画等が定められていること
- ・研修責任者（研修を統括）の配置、研修支援者（専門的な知識・技能に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援）の配置等必要な体制が整備されていること（最低1名）
- ・研修責任者は原則として看護部門の教育責任者とすること
- ・研修支援者は原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること
- ・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

③ 雇用契約の要件

○同等報酬の確保

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

2. 資格取得後

○看護師としての就労

① 受入れ施設の要件

別表第3に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、インドネシア人看護師を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、インドネシア人看護師等の受入れに関し、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない受入れ機関が設立していること

② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とすること

(別表第3)

1. 知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
2. 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
3. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
4. 介護老人保健施設
5. その他医療等を提供する施設

〈 要件の確認 〉

- ①国際厚生事業団は、受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を満たしていることを確認した上で、インドネシア人のあっせんを実施します。
- ②インドネシア人候補者の入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団を通じて、年1回、国に報告を求めることとしております。
(資格取得後は3年に1回となります。)
- ③また、国際厚生事業団は、国の委託を受けて、少なくとも年1回、すべての受入れ機関に対して巡回訪問を行うこととしております。

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○定期報告

受入れ機関は、毎年1回（資格取得後はインドネシア人が在留期間の更新の許可を申請する際）、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況（資格取得前のみ）、雇用契約の要件の遵守状況を、1月1日現在で、国際厚生事業団を通じて国に報告する。

○随時報告

受入れ機関は、以下の場合には速やかに国際厚生事業団を通じて国に報告する。

- ・ インドネシア人が失踪した場合
- ・ インドネシア人が不法就労活動を行っていると思料する場合
- ・ インドネシア人との雇用契約を終了する場合
- ・ 国家試験の合否が判明した場合
- ・ インドネシア人が一時的な滞在の期間内に国家資格を取得できなかった場合（インドネシア人の帰国後に報告）